文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会（第４回）

議　事　次　第

１．日時：　平成２３年２月２８日（月曜日）１４時～１６時
２．場所：　日本芸術文化振興会　別館２階　第９会議室
３．議題：
　（1）助成事業の審査・評価に関する現状と課題について（関係団体等からヒアリング）
　（2）その他

配付資料
１．文化芸術関係団体ヒアリングについて
２．文化芸術団体ヒアリング（進行案）
３．文化芸術関係団体からの意見
４．河島委員提出資料
５．文化芸術団体ヒアリングにおける主な意見
６．当面の日程（案）

参考資料　委員名簿
参考資料　文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会における論点(案)

別冊　芸術文化振興基金資料集

資料１

文化芸術関係団体ヒアリングについて

○　今後の研究会の審議の参考とするため、別紙１の文化芸術関係団体からヒアリングを実施するもの。

○　ご意見等聴取事項（別紙２）

１．現在、日本芸術文化振興会（基金部）では、助成事業に関し、外部有識者から構成される審査会において審査をおこなっているが、どのような問題や課題があると考えるか。
　また、プログラム・ディレクター（ＰＤ）やプログラム・オフィサー（ＰＯ）等の専門的人材が配置された場合、どのようなことを期待するか。

２．ＰＤ、ＰＯ等を配置し、支援した公演等の助成効果を検証し、審査に反映させるため「事後評価」を実施する場合、留意すべき点は何か。

３．ＰＤ、ＰＯ等にはどのような資質や経験等が備わった人材が望ましいと考えるか。

４．その他ＰＤ、ＰＯ等の配置に関して留意すべき点について。

別紙１

（社）日本オーケストラ連盟

（公財）東京二期会

（財）スターダンサーズバレエ団

（社）現代舞踊協会

（社）日本舞踊協会

（社）日本劇団協議会

フェスティバル/トーキョー

（公社）能楽協会

別紙2

文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会:ヒアリング

御芳名	
御役職	

※「意見記載欄」は適宜増減いただいて結構です。

1. 現在、日本芸術文化振興会(基金部)では、助成事業に関し、外部有識者から構成される審査会において審査を行っていますが、どのような問題や課題があると考えますか。 また、プログラム・ディレクター(PD)やプログラム・オフィサー(PO)等の専門的人材が配置された場合、どのようなことを期待しますか。	
意見記載欄	

2. PD、PO等を配置し、支援した公演等の助成効果を検証し、審査に反映させるため「事後評価」を実施する場合、どのような点に留意すべきと考えますか。	
意見記載欄	

3. PD、PO等にはどのような資質や経験等が備わった人材が望ましいと考えますか。	
意見記載欄	

4. その他PD、PO等の配置に関して留意すべき点についてご意見があればご記入ください。	
意見記載欄	

資料２

文化芸術関係団体ヒアリング（進行案）

※それぞれ意見発表１５分＋質疑・意見交換１０分を目安とする。

タイムスケジュール	１月２４日（月）10:00 ～ 12:00 （於：事務棟３階　第１会議室）	タイムスケジュール	２月９日（水）14:00 ～ 16:00 （於：事務棟３階　第１会議室）
開会 (10:00)		開会 (14:00)	
① 10:10-10:35	（財）スターダンサーズバレエ団 ［発表者：小山久美　常務理事］	① 14:10-14:35	（社）日本オーケストラ連盟 ［発表者：支倉二二男　常務理事］
② 10:35-11:00	フェスティバル/トーキョー ［発表者：相馬千秋　ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑﾃﾞｨﾚｸﾀｰ］	② 14:35-15:00	（社）日本舞踊協会 ［発表者：馬場順　事務局長］
③ 11:00-1125	（公社）能楽協会 ［発表者：清水美穂子　事務局長］	③ 15:00-15:25	（社）現代舞踊協会 ［発表者：若松美黄　理事長］
④ 11:25-11:50	（社）日本劇団協議会 ［発表者：福島明夫　専務理事］	閉会 (16:00)	
閉会 (12:00)			

タイムスケジュール	２月２８日（月）14:00 ～ 16:00 （於：別館２階　第９会議室）		
14:10-14:35	（公財）東京二期会 ［発表者：中山欽吾　常務理事］		

資料3

文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会：ヒアリング

御芳名	中山　欽吾
御役職	（公財）東京二期会　常務理事

※「意見記載欄」は適宜増減いただいて結構です。

1．現在、日本芸術文化振興会（基金部）では、助成事業に関し、外部有識者から構成される審査会において審査を行っていますが、どのような問題や課題があると考えますか。 　また、プログラム・ディレクター（PD）やプログラム・オフィサー（PO）等の専門的人材が配置された場合、どのようなことを期待しますか。	
意見記載欄	◆審査のクライテリアが我々芸術団体にはブラックボックスになっており、審査の段階でヒアリングもないから、的確な申請書類を作ることが難しいし、採否の理由も納得がいかず、やり直しが利かない。 ◆審査員が制作プロセスの全てには精通しておらず、制作プロセスでの実験的な取り組みや挑戦などは評価されるか疑問なので、リスクのある方法は取り組みにくい。特にオペラなどのように多数の芸術家や技術専門家が協力して作り上げた結果を問われる形態の舞台芸術では制作のプロセスと成果の両方を知る審査員が必要である。 ◆言い換えれば、専門分野に精通した人が審査に携わらない（携われない）仕組みには欠陥がある。プロセスに精通する実務家がなぜ審査にタッチできないのか？同じ業界のものは第三者になり得ないという判断があると推察せざるを得ない。 ◆では、外部有識者にはそれがないと言えるのか？ ◆PDやPOが配置された場合については、まずそのような人材は、実務にも精通しているべきで、その《専門家度》が問われなければ、今と何ら変わらない。専門家を常勤で配置して審査段階の調査深度を深めることができなければ、制度や形態を変えても決定内容の向上は望めないのではないか？

2. PD、PO等を配置し、支援した公演等の助成効果を検証し、審査に反映させるため「事後評価」を実施する場合、どのような点に留意すべきと考えますか。	
意見記載欄	◆助成効果の検証は、「言うは易く行うは難し」であることを認識してほしい。芸術度（？）の評価は数字ではできない。無理にしようとすると「入場者数」のような計数可能な結果を見がちとなる。それでは革新的な実験が行えず、この分野の進歩は極めて難しくなる。オーケストラのように演奏会のプログラムの中に、新しい試みを1，2曲入れるようなやり方ができればいいが、オペラでは、リスクを冒すか冒さないかであり、冒した場合の金銭的リスクは巨額になるので、やりたくても自前では到底できない。このような前提条件まで含めて考えなければ、単に結果の検証を行うこと自体片手落ちとなる。 ◆我々団体に例を取ると、重要な目標の一つは、我が国の芸術レベルの向上を目指して、歌手を養成し舞台上で経験を積んで優秀な実演家を育てることにあり、安易に外国人に頼らない、日本人にしかできないきめの細かい舞台作りを目指している。その結果は制作過程によって決まる。外国人有名歌手を招聘するケースでは、日本人出演者と同じ期間の稽古は不可能である。声楽的にはレベルの高い公演はできるかもしれないが、緊密な演劇的要素を稽古によって作り出す長期の立ち稽古プロセスは国内出演者でしかできず、我々が目指す世界の潮流となっている新しいオペラ作りは不可能となる。以上のような観点を考慮しつつ事後評価できるのか疑問である。 ◆最近海外の主要歌劇場との共同制作を続ける事で彼我の芸術レベルの比較ができるようになり、日本人による舞台表現はむしろヨーロッパの舞台を上回るまでになっている。外国の劇場トップからの評価もそれを裏付けており、共同制作の申し出が次々と来始めているし、海外劇場の専属歌手にも起用され始めている。 ◆上記のような成果を誰がきちんと評価できるのか？事実をどのような方法で検証するのか？評価が難しいだけに、そこに大きな恣意が働くことを認識すべきで、その分野に深い実務経験と知識を持ち、評価項目をジャンル毎に適した項目設定をし、判断の基準を我々実演家も参画して定める、という方法しか、納得できるクライテリアは生まれないと思う。また当然ながら制作過程の異なる演劇は当然として、一見類似と思われるバレエとオペラ、ミュージカルでもそれぞれ評価のクライテリアは異なるべきことを理解して頂きたい。

3. PD、PO等にはどのような資質や経験等が備わった人材が望ましいと考えますか。	
意見記載欄	◆前述のように、そのジャンルに精通し、実務経験を有することが必要である。 ◆評価を行う際に、分析的に内容を解析できる能力が必要である。 ◆実演家団体の公演履歴を熟知し、評価項目の年毎の進歩を見極める、大局観のある人物が必要である。オペラ年鑑のような統計資料などは重要な情報入手源となるが、その調査担当者や筆者とのディスカッションなども行うことのできる人材が望まれる。

4. その他PD、PO等の配置に関して留意すべき点についてご意見があればご記入ください。	
意見記載欄	◆フェアな判断をするには、助成を希望する全団体の実態を実地で確認する前提で、ジャンル毎に適切なクライテリアを作成し、実地検証しなければならないとすると、専門経験の深い常勤職が前提だと考える。 ◆PDやPOと実演家団体との意見交換が可能なシステムにすべきである。 ◆今回の調査の目的である《アーツカウンシルのような組織》の実態は何かが、はっきり定義できていないのは問題がある。前提が揺らぐ可能性があって精密な意見は出し得ない。過去に外国システムを導入した結果がどうなってきたかをみると、形は同じでも日本人の判断様式や生活様式に合わせる過程で中身は異なるものとなってしまった感がある。《仏作って魂入れず》にならないためには、アーツカウンシル自体の組織構造だけでなく、決定プロセス、それらに携わる人材のスペックなど、調査の上で正しい理解を行なうことが必要である。 ◆ネット上でも英国のアーツカウンシルに関する研究・調査論文を読むことは可能だが、その内容を見ると、今の日本で適用するには、かなり大幅な発想の転換が必要であるように感じている。その決意があるのかどうか明確にコミットする必要があるのではないか。PD、POだけ任命しても、制度的な枠組みで守らない限り立ち枯れる恐れは大きい。 ◆上記のような発想の転換がない変革は、変革ではないと考えている。積極的且つ前向きに、でき得る限りアーツカウンシルのアーツカウンシルたらしめているキーとなる考えを盛り込んで頂きたい。

資料4

文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会　第4回資料

イギリスのアーツ・カウンシルの仕組み

2011年2月28日

同志社大学　河島伸子

今後の「日本版アーツ・カウンシルに相当する仕組み」に期待される役割
→文化政策全体のヴィジョンに基づき、これを具体化するために文化芸術団体・活動への助成を担当する、行政から独立した組織

① 恒常的活動助成については文化団体への上記ヴィジョン提示、助成審査と評価、その他新規助成プログラム、プロジェクトの開発と実施
② 文化団体におけるマーケティング活動、鑑賞者開発活動の奨励と支援
③ 調査・研究
④ 文化芸術の重要性についてのアドヴォカシー、自らの活動の説明責任

1．アーツ・カウンシル

一般にアーツ・カウンシルの組織は次のような形をとる。

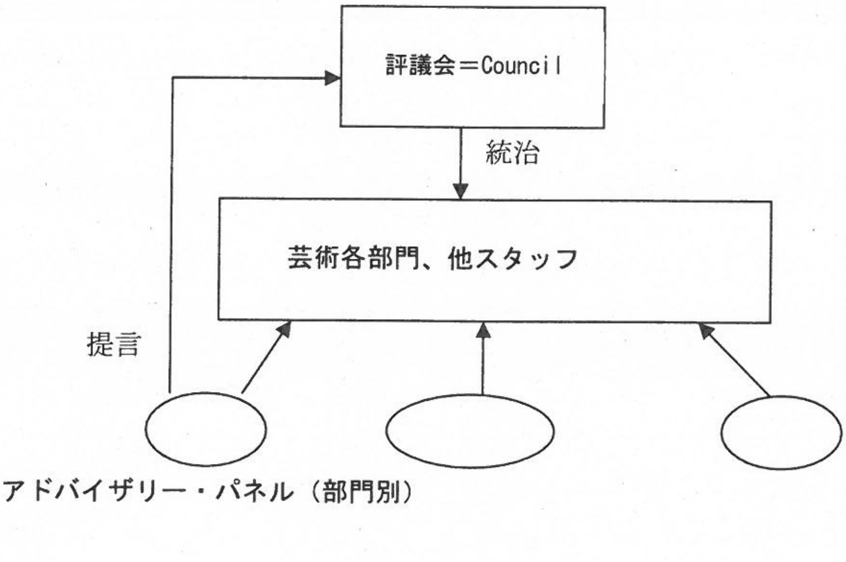

評議会
最高意思決定機関で、メンバーは10〜15名ぐらいの、実質的に議論ができる規模の組織。それなりのコミットメントを要求される。いわゆる「名誉職」ではない。

職員

実務レベルで政策の実行、評価、見直し等の執行にあたる。音楽、演劇などの分野別あるいは鑑賞者開発のような領域をこえた各部署。スタッフはその領域における専門家たち。

アドバイザリー・ボード、アドバイザリー・パネル

予算配分などの議題に対してアドバイスを与える（助成申請の審査を手伝う）専門家の機関。構成メンバーはアーティストやアーツ・マネージャー、評論家など。

２．補助金・助成金交付・事業委託など

年間運営費としての助成金の交付にあたっては、一般に次のようなプロセスを経る。

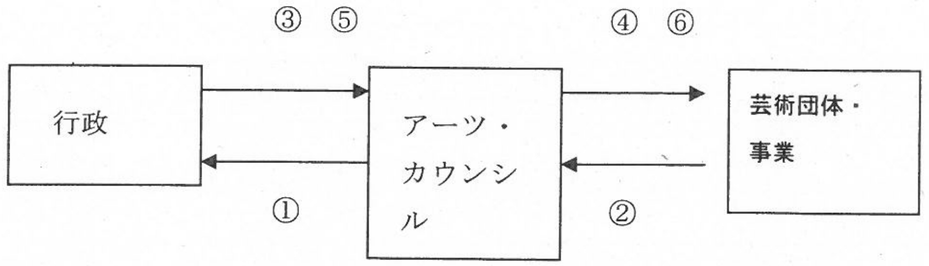

まず被助成団体はアーツ・カウンシルに対して、そしてアーツ・カウンシルは行政（イギリスでは DCMS＝文化・メディア・スポーツ省）に対して中期事業計画（Corporate Plan, Business Plan などと呼ばれる）を提出し、団体のミッション、これまでの簡単な業績報告、団体をとりまく社会・経済的環境に始まり、今後３～５年の目標とそれを達成するための具体案、組織、財政計画などについて詳細に述べる（①、②)。これを受け取った助成団体の方では通常は計画を承認する形で、助成金の交付を決定し、'契約'（Funding Agreement）を結ぶ。すなわち助成金は中期事業計画書に書かれている約束事項を達成するための手段として位置付けられている。（もっとも、実際には、芸術団体の計画書に特に決まった書式があるわけではない。また、目標は必ずしも数値化しにくいものであることは理解されており、ある程度のヴィジョン・具体性・現実性があればよしとされている。）

３．評価

上記のように助成金の交付がなされると（③、④)、その評価がなされる（⑤、⑥)。評価には通常 Monitoring とよばれる日常的なものと、正式に少なくとも５年おきに実施する Appraisal と呼ばれるものとがある。前者は、例えばアーツ・カウンシルの職員が、担当する文化団体の理事会にオブザーバーとして出席する、理事会の議事資料をもらう、といっ

たこと、また団体のマネジメント・チームとの日常的コミュニケーションを通じて行われている。これに対して、後者はよりフォーマルに、費用と時間もかけて行われるものであり、1994 年ごろより実施されるようになった。アーツ・カウンシルより年間 10 万ポンド以上の団体助成を受けている団体・事業は、このタイプの評価を受けなければならない。

この正式な評価にあたっては、概ね以下のような手順が想定されている。

- その年度に対象となる被評価団体の決定
- 被評価団体による自己評価レポートの提出
- 評価チームと団体との間での事前ミーティング
- 評価チームの訪問（１泊２日程度）
- 評価レポート原案の作成
- 原案のやりとり（被評価団体、ACE の担当者などの間で）
- 関係するアドバイザリー・ボード（例えば音楽部門委員会）への報告
- アーツ・カウンシル理事会への報告
- 被評価団体の理事会への報告

一連のプロセスには６ヶ月から１年の期間がかかるものである。

評価チームはアーツ・カウンシルのスタッフと外部の専門家の、合計数名より構成される。全員がこの業務に関しては、特に報酬を受け取らない。また、資金助成側が文化団体のあら捜しをして助成金削減をねらうことが趣旨ではない。むしろ、芸術活動の一層の向上を目指すため、第三者的な立場のチームが助言をしていく場であり、また助成する側・される側が一緒になって、団体の中期的経営戦略を見直していく機会と位置付けられている。

このような評価においては、被評価団体を他の参照団体（４つ程度選ぶ）と「比較・対照」することが手法上の一つのポイントとなっている。評価機軸としては、次の二つが重要視されており、それぞれについて客観的な数字や関係者との懇談を通じて得られた情報を総合してレポートが書かれていく。

- 活動目標をどの程度達成しているのか（芸術上の基本方針、プログラムの質、鑑賞者の数とその内容、教育活動など）
- 活動実施・運営上の効果・効率性（組織と人事、定款・財政の適切性、計画性、人事上の機会均等）

＊なお、近年、変更があったようである。

①150 名以上の評価者による評価レポートの積み上げ。専門性、文化活動の環境や社会的文脈への理解を持っていること、評価を明瞭な言葉できちんと書ける能力があることなどを条件に公募・選任。委任期間は二年間で、再選可。そのあとは、二年間の空白期間をおけば、再度応募可。

彼らの評価レポートは「芸術の質的評価」の側面に限られており、助成決定にあたってアーツ・カウンシルによって「一つの参考」とされるに過ぎない。なお、評価される対象は、'Regularly Funded Organisations' のうち、芸術活動発表型事業を行う団体（例えば中間支援型団体を除く）に限られている。

②854 の Regularly Funded Organisations から、毎年データ収集。ウェブ上で 99%の回収率。公演回数、観客総数、財政、スタッフ数、教育活動、その他出版、新作委嘱などに関わる数字の報告。

アーツ・マーケティング・エージェンシー市内における各種文化団体（行政、民間を問わず）の文化マーケティング活動の支援を行うための団体。

財政：市からの助成金、文化団体からの会費
業務：
市内各所における文化事業の情報が集積する場所の設置、リーフレットなどの配布
情報集配
文化事業のキャンペーンなどのプロジェクト
市民の文化鑑賞に関する調査研究
観光関係など他の政策・産業領域との連携

資料５

文化芸術団体ヒアリングにおける主な意見

１．現在の助成事業の審査に係る課題について

○ 外部有識者と芸術団体の間には、芸術に対する価値基準が異なる場合がある。また、外部有識者が一定の周期で交代し、その上芸術団体の継続的な活動ではなく単発的に行われる公演を審査するのでは、我が国の芸術に対する方向性や信念がどこにあるのか曖昧であり、発展性にも欠ける。

○ 審査委員である外部有識者が、①どのような評価基準で採択／不採択を決定しているのか、②助成対象公演に実際に足を運んでいるか、③助成対象公演の事後的評価がどのようになされているか、④その事後評価が次年度以降の審査に反映されるか、といった点が不明ないし分かりづらい。

○ 現場の実情や問題意識がどのように審査に反映されているのかが不明ないし分かりづらい。

○ 一番の問題は、情報が開示されないということに尽きる。どのような基準で審査しどのような過程で可否が決まったのか、不採択となった場合の理由は何かがわからず、次年度に申請する際の参考にすることもできない。また、公演終了後の事後評価がどうなっているのかわからないので、次の申請も大丈夫なのかどうか、各団体は大変不安。

○ 審査基準が不明瞭であり、また、審査委員は評論家などが多く、かつ一事業ごとの審査のため、委員個人の芸術性に偏った審査になっているのではないか。

○ 現在の審査は、提出された書類一件一件について審査員の評価をまとめて採否を決定する仕組みだが、審査員相互の意見交換、評価についての話し合いまでには至っていない。特に、申請主体が多岐にわたっている現状にあっては、本来提出された書類に目を通した段階での第一次の意見交換があって、その上での個々の専門委員の評価作業が必要である。

○ 審査会では支援金額まで決定せず、その後の事務局の作業と運営委員会に委ねられている。そのため審査会で出された経費や積算に関する疑問、あるいは支援金額の減額などがどのように適切に行われているかについても責任が持てない。

○ 審査委員に実務経験者がほとんど入っていないため、企画性だけを重視し、数値などの根拠がわからないままに審査し、団体を深く審査したものになっていないのではないか、との不信感が根強くある。審査する委員の問題ではなく、システムの欠陥である。

２．文化芸術活動への助成に係る望ましい審査の体制や方法について

○ ＰＤ、ＰＯが配置されることで、分野ごとの振興方針、助成方針が策定され、それに基づく充実した審査、評価となること、透明性が確保されることを期待する。

○ ＰＤ、ＰＯの導入によって、創作現場の実情を反映した抜本的な制度改革（日本型アーツカウンシルの導入）を見据え、まずは審査する主体とその責任範囲の明確化、および審査基準や審査方法の明確化・透明化を図ることが期待される。

○ ＰＤ、ＰＯが配置されることで、審査基準、評価についてもう少し緻密な検討がされ、また支援金額などについても、ディレクターが責任を持てる体制となることが期待される。特に申請主体、事業内容（都市間の移動公演と固定公演の違いなど）についての検討を行うことで、翌年以降のプログラム、募集要項に反映できることが期待される。

○ ＰＤ、ＰＯの導入は大賛成である。広く様々なジャンルの専門家の力を借りて、強力な支援体制を整えてもらいたい。その際、ジャンルに偏りがあってはならない。

○ ＰＤ、ＰＯはともに常駐が望ましいが、当面は非常勤でもよいのではないか。専門家であるＰＤ、ＰＯが実演家の意見を聴取し、さらには相談に乗り、また更には途中調査も実施しながら、より良い事業運営、支援体制を構築していかなければならない。

○ 各個別の状況を把握した研究、検討を進めるには、審査会有識者、審査員、担当職員などの関係者の、多種多様なジャンルへの知識と理解が必要。また、ジャンルの専門人員が集まるようなメンバー構成が望ましい。

○ 団体の「企画・活動の評価基準」及び「運営・経営の評価基準」を設定し、それを公表し、団体の活動全体をみる総合評価の仕組みを構築する。その際、団体のミッション、業務実績、組織、財政などのほか、団体を取り巻く社会、経済環境なども報告させるとともに、中期計画も提出させて、これらも総合的に判断する材料とする。

○ 継続した審査と評価の基礎となる情報を収集・分析・研究する調査・研究部門も充実させる必要がある。

○ 中央の完成度の高い企画や団体だけではなく、地域の特性を生かした文化を育て、その担い手を育てるという点にも目が届く審査とする。

３．事後評価の実施と次回審査への反映について

○ ひとつの公演に対する「事後評価」は、そのままその団体に対する評価にはならない。芸術団体の活動には「バランス」が必要だが、評価についてもバランスのとれた審査能力が必要ではないか。

○ ＰＤ、ＰＯが事後評価を行うにあたっては、①自身の中の評価基準（価値基準）および評価内容を言語化し、共有可能なものとすること、②その評価基準に基づきながらも、支援した公演が生み出す「時勢効果」を多面的に把握するための複数のチャンネルを自ら開拓し、アンテナを張ること（例えばツイッターや海外のメディアなど）。

○ 事後評価が、「評価のための評価」「報告書のための報告」に陥らず、公演団体の今後の活動の励みになり、また今後の審査に反映されるような仕組みをつくる必要がある。

○ 明確な審査・評価方針に基づく視点で、実際の公演を鑑賞すること、鑑賞に際して個人的な趣味を含めない判断をすること、採択された公演をもれなく偏りなく複数人員で評価することが重要。

○ 事後評価の結果について、採択団体へフィードバックすることが必要。

○ 芸術的な達成度については、作品ごとの変化も大きく、調査員がそれだけの選考する眼力を持ちえるかどうかという不安がある。事後評価を翌年の審査に反映させるかどうかは検討が必要ではないか。

○ 提出書類に書かれている内容が実践されているかどうか、公演規模、観客との関係などについて、わかりやすい形で評価することが必要。

○ 事後評価は主に調査員かＰＯが担当することになると思うが、その中で芸術的な評価が求められる場合には、ＰＤが直接評価することも必要。

○ 翌年の審査に事後評価を反映させる場合、その団体の問題点が明確になったなどのことが考えられるが、むしろ翌年の募集要項、審査基準、支援金額の配分などに反映されることを期待したい。

○ 助成する団体の全ての事業を見聞するのは事実上不可能であるため、できるだけ多くの「調査員」を配置する必要がある。

○ 公演の評価は主観的にならざるを得ないので、例えば公認会計士、教育専門家など他のファクターを入れる方法も考慮する必要があるのではないか。

○ 特定の事業の評価も必要だが、団体の事業全体を総合的に評価する必要がある。

○ 助成を受けた団体と評価チームは、日常的なコミュニケーションを通じて接触する、あるいは現地に赴き団体とミーティングをする等、一方的に評価をして決めるのではなく、助成する側・される側が一緒になって芸術団体の中長期的経営戦略を見直すという仕組みとする必要がある。

４．ＰＤやＰＯ等に望ましい人材やその選考方法等について

○ 審査するに足る知識と評価するに十分な教養を併せ持った人材が望ましい。

○ 芸術創作の現場の現実や実情を把握した上で、審査の仕組み自体を改革し、実行できるイニシアティブのとれる人材が望ましい。

○ 世界的な視点から、日本の文化芸術の現状や特徴を把握したうえで、より戦略的に打ち出していくために必要な審査制度をあらたに考案できる人材であり、また、それを可能とする海外経験や海外とのネットワークを有する人材が望ましい。

○ 次々と生成する芸術団体の活動を時差なく網羅的に把握しながらも、それらの意義を歴史的な時間軸からも判断できる専門的な見識を有する人材であり、また、それを言語化ないしデータ化し分析するシンクタンク的機能を果たせる人材が望ましい。

○ 多種多様な芸能ジャンルに関わり、また、豊富な鑑賞経験があり、かつ、物事の本質を見極める能力と客観的で冷静な評価を下せる判断力を持ち合わせた人材が望ましい。

○ 事後評価のための公演鑑賞では、客席側からだけでなく舞台上、公演運営にいたるまで多角的な目線で見ることができる素質も重要。

○ ＰＤについては、現場の状況や課題に精通した人材（演出家、製作者などの経験を有し、全体的な視野を持った人材）が求められる。ＰＯは、文化行政の専門職として確立することが求められると思うので、現在の文化庁や芸術文化振興基金の事務局経験者も含め、ＰＯの業務に専念できる人材が必要。

○ 芸術性と運営面をチェックできる、非営利組織での実務経験者や分野ごとの実務経験者を配置する必要がある。

○ ＰＤについては、広い視野と度量を持つ人物が望ましく、自分の専門分野に固執する人物は不適。ＰＯについては、各ジャンルにおける専門家であり、客観的かつ大局的な立場で物を見ることが出来る人物が望ましい。

○ ＰＤ、ＰＯ等は、芸術団体等からの推薦や公募も必要ではないか。

○ ＰＤ、ＰＯに望ましい資質をすべて兼ね備えた人材がそういるわけではないので、それぞれの得意分野を持つ複数のＰＤやＰＯがチームを構成し、ヴィジョンの策定から制度設計、実務までの一連の作業を横断的に担当する形が良いのではないか。

５．その他ＰＤ、ＰＯ等の配置に関し留意すべき点について

○ 専門的人材の配置だけではなく、機関設計が重要になる。各部門の役割分担と権限を明確にし、業務に相応しい専門家と各芸術分野の実務経験者を配置する必要がある。

○ 有期の契約制とし、理事会などでチェックするシステムも採用する。

○ アーティストなど現場の人やそれぞれの分野の機関団体なども参加し、アドバイスする仕組みも作る。

○ 専門知識を要する頭脳集団であるＰＤ、ＰＯを補完するため、国家資格を有する「学芸員（仮称）」をＰＤ、ＰＯの下に分野ごとに配置し、質の高い人材の登用を図ることが必要ではないか。

○ 現場と文化行政、政策的な見地の両面が人材的にもバランスよく配置される必要がある。

○ 専門家がほとんどいない地域と、大都会では大きな差がある。循環する組織作りが必要である。

資料６

独立行政法人日本芸術文化振興会文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会　当面の開催予定

第４回　　＜振興会別館２Ｆ　第９会議室＞
　　日時：２月２８日（月）　１４：００～１６：００

第５回　　＜振興会事務棟３Ｆ　第１会議室＞
　　日時：３月１４日（月）　１４：００～１６：００

第６回　　＜振興会別館２Ｆ　第９会議室＞
　　日時：３月２４日（木）　１０：００～１２：００

参考資料

文化芸術活動への助成に係る審査・評価に
関する調査研究会　委員名簿

・荻原　康子	（公社）企業メセナ協議会事務局次長
・片山　正夫	（公財）セゾン文化財団常務理事
・河島　伸子	同志社大学教授
・高萩　宏	東京芸術劇場副館長
・根木　昭	昭和音楽大学教授
・福島　明夫	（社）日本劇団協議会専務理事
・古井戸　秀夫	東京大学教授
・松原　千代繁	（財）アフィニス文化財団評議員・専門委員
・山野　博大	舞踊評論家

（文化庁）

・山﨑　秀保	文化部芸術文化課長

（独立行政法人日本芸術文化振興会）

・最所　親志	基金部長

（敬称略）

参考資料

文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会における論点（案）

論点１　文化芸術活動への助成に係る望ましい審査の体制や方法について

○　文化芸術への支援策をより有効に機能させ、ＰＤＣＡサイクルを確立するため、新たにプログラムディレクター（ＰＤ）及びプログラムオフィサー（ＰＯ）等を導入するに当たって、どのような審査の体制や方法が望ましいと考えられるか。

○　現在、基金部では外部有識者から構成される審査会（運営委員会）において、審査を行っているが、運営委員会とＰＤやＰＯ等との関わりはどのような形が望ましいと考えられるか。

○　審査の透明性を確保するため、審査結果について、採択の理由や助成により期待される効果の公表と不採択団体への不採択理由の通知について、どのように行うべきと考えられるか。

論点２　事後評価の実施と次回審査への反映について

○　これまで不十分であった事後評価を抜本的に強化し、新たに導入するＰＤやＰＯ等による現地調査をしっかりと行い、公平・中立な事後評価を行うにはどのような評価指標、評価方法が考えられるか。

○　事後評価を実施する際に、いわゆる評価疲れを避け、評価を行うこと自体が目的化しないよう、簡素な評価とすることが必要であるが、どのような点に留意すべきと考えられるか。

○　事後評価の結果を次回審査に反映する際に、どのような方法で反映することが考えられるか。また、その際にどのような点に留意すべきであると考えられるか。

論点３　調査研究機能の充実について

○　助成対象団体に関する実績、受賞歴、財務状況等のデータを収集・分析し、審査や事後評価に向けてどのような活用が考えられるか。

○　今後の我が国の文化芸術政策に資するため、我が国や諸外国における文化芸術に関する動向やデータ収集・分析などの調査研究機能を強化する必要があるが、ＰＤやＰＯ等がどのように調査研究を行うことが考えられるか。

論点４　ＰＤやＰＯ等に望ましい人材やその選考方法等について

○　ＰＤやＰＯ等には、現場の実情を十分把握しており、アートマネジメント等の経験もある、芸術家や文化芸術団体関係者、文化政策等の研究者や学識経験者等の専門家が望ましいと考えられるがどうか。

○　ＰＤやＰＯ等には、可能な限り優れた人材を幅広く各界から求めることが必要であると考えられるが、どのような方法により選考・決定することが考えられるか。

論点５　望ましい仕組みの将来像について

○　試行的導入の成果と課題を整理した上で、将来像を検討する必要があるが、将来の本格的導入に向けてどのような制度設計が望ましいと考えられるか。

○　平成２３年度は、音楽、舞踊の２分野から試行的に導入することを想定しているが、今後対象とする分野にはどのような分野が考えられるか。

○　地方における事業についても、しっかりとした事後評価が求められるが、今後どのように実施していくことが考えられるか。